厚生労働省福島労働局発表
平成１９年１０月２２日

担当	職業安定部　職業対策課 課長　菅野　賢一 課長補佐　細貝　一美 高齢者対策担当官　石澤　義夫 電話　024-528-0258

高年齢者雇用確保措置の実施は着実に進展

― 今後は、希望者全員が65歳以上まで働ける雇用確保措置の充実が課題 ―

（平成19年6月1日現在の高年齢者の雇用状況）

《ポイント》

１．63歳までの高年齢者雇用確保措置の実施状況
～全ての大企業が高年齢者雇用確保措置を実施、中小企業も９割超～

○　平成19年6月1日現在、51人以上規模企業1,408社(注1)のうち、高年齢者雇用確保措置の実施企業の割合は、91.9％と前年同期比13.1ポイント増加。
　うち、中小企業(注2)は91.0％（前年同期比14.7ポイント増）
　　大企業は100％　　（前年同期100％）

○　希望者全員が65歳以上まで働ける企業(注3)の割合は39.6％（前年同期比5.8ポイント増）。

○　70歳までの雇用確保措置を実施した企業(注4)の割合は8.3％（前年同期比2.5ポイント増）。

２．雇用確保措置の義務づけ前と比較した高年齢労働者の動向
～高年齢者の常用労働者数が大幅に増加～

○　改正高年齢者雇用安定法施行前（平成17年）に比較して、
60～64歳の常用労働者数は、6,016人から8,491人に41.1％の増加。
65歳以上の常用労働者数は、1,977人から3,033人に53.4％の増加。
いずれも年齢計の17.5％増加と比較して大幅な伸び。

～定年到達者のうち継続雇用される者の割合が大幅に増加～

○　改正高年齢者雇用安定法施行前（平成17年）に比較して、
定年到達予定者のうち継続して雇用される予定の者の割合は54.6％から77.9％に23.3ポイント増加。

３．今後の取組

○　高年齢者雇用確保措置を未実施の企業に対し、引き続き指導を実施するほか、50人以下規模企業に対する助言・指導を重点化。

○　希望者全員が65歳以上までの継続雇用、定年の引上げ、定年の定め廃止等雇用確保措置の充実に向けた取組みが課題。

○　少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少等の状況を踏まえ、「70歳まで働ける企業」を普及・啓発に取り組むことが課題。

（注１）高年齢者雇用安定法（以下「高齢法」という。）第52条第１項により、事業主は6月1日現在の定年及び継続雇用制度の状況等を厚生労働大臣に報告することとされており、今般、当該報告を提出した51人以上規模企業1,408社について、高年齢者雇用確保措置の実施状況を集計。
（注２）中小企業とは300人以下規模の企業。
（注３）定年の定めの廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用の企業。
（注４）定年の定めの廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上、基準該当者70歳以上継続雇用の企業。
（注５）「事業主と労働者の話し合い等が始まっておらず、継続雇用の希望者数や基準非該当者数の見込みが立たない場合は、「継続雇用予定者数」欄に当該人数を記入する」こととしている。

１　63歳までの高年齢者雇用確保措置実施状況

(1) 全体の状況

①　報告企業数

報告企業数については、本年６月１日時点の高年齢者雇用状況報告を提出した51人以上規模企業は1,408社。うち中小企業（51～300人規模企業）は、1,264社、大企業（301人以上規模企業）は、144社。

②　高年齢者雇用確保措置の実施状況

本年６月１日時点の高年齢者雇用状況報告を提出した51人以上規模企業1,408社における高年齢者雇用確保措置（以下、「雇用確保措置」という。）の実施状況を取りまとめた結果、実施済企業は、1,408社中1,294社、91.9%であり、前年同期比13.1ポイントの増加（別紙表１）。

一方、高齢法に沿った雇用確保措置を未実施である企業は、前年の262社から114社（21.2%から8.1%）と大幅に減少し、雇用確保措置の企業への浸透が着実に進展。

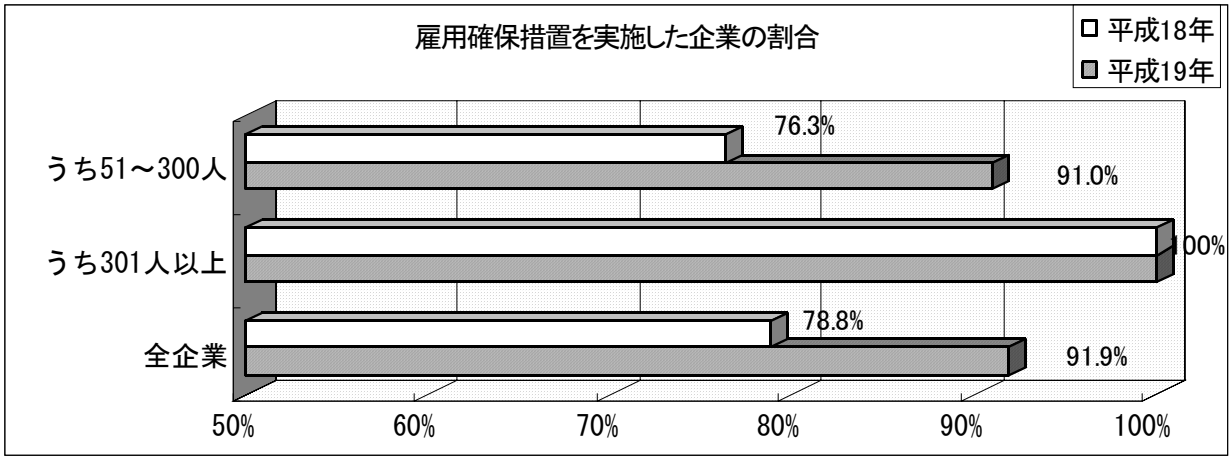

(2) 企業規模別・産業別の状況

実施済企業の割合を中小企業と大企業別に見ると、前者における割合は、91.0%、後者における割合は、100%となっており、全ての大企業は雇用確保措置を実施済、中小企業の実施状況も着実に進展。

また、産業別の状況を見ると、全産業において、実施済企業割合は概ね90％を超えているが、企業数の多い産業で見ると、「医療・福祉」、「製造業」等が平均よりやや上回っているのに対し、「飲食店・宿泊業」等が平均よりやや下回っている（別紙表２）。

(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、実施済企業1,294社のうち、63歳又は64歳を上限年齢とした企業は、313社、24.2％（前年同期29.8％）となっているが、高齢法の義務化スケジュールより前倒しし、65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は、981社、75.8％（前年同期70.2％）となっている（別紙表３－１）。

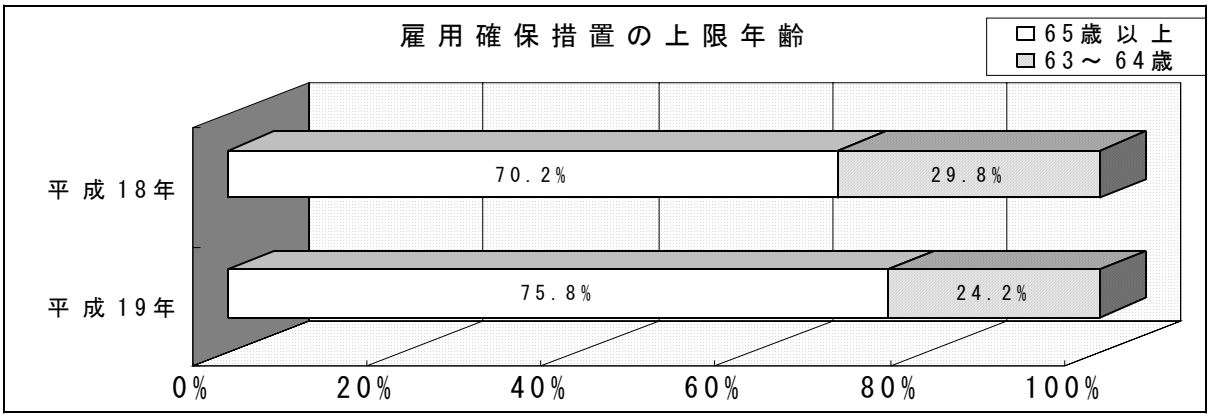

(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業1,294社のうち、「定年の定めの廃止」の措置を講じた企業は、21社、1.6％、「定年の引上げ」の措置を講じた企業は、162社、12.5％、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は、1,111社、85.9％であり、「定年の定めの廃止」の企業が前年同期比0.6ポイントの増加（別紙表３－２）。

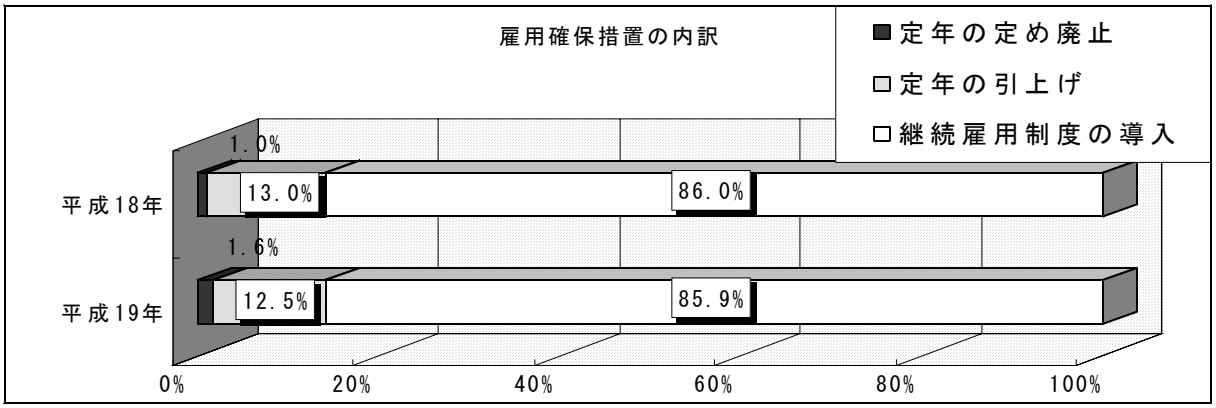

(5) 継続雇用制度の内訳

継続雇用制度を導入した企業1,111社のうち、希望者全員の継続雇用制度を導入した企業は、465社、41.9％、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で

定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、397社、35.7%、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、高齢法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入した企業は、249社、22.4%（別紙表３－３）。

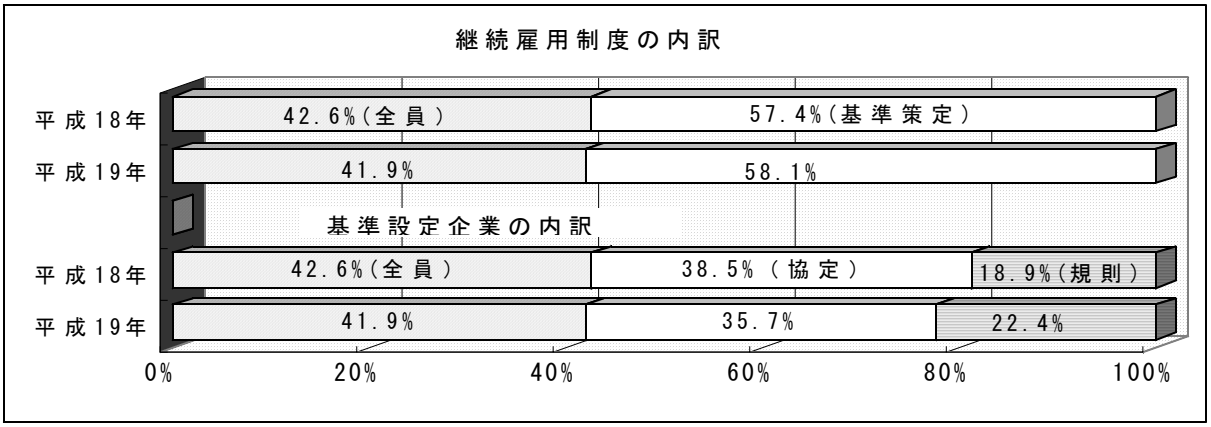

(6) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合

51人以上規模企業のうち、定年の定めの廃止、65歳以上定年、希望者全員65歳以上継続雇用制度の企業の割合については、1,408社中557社、39.6%であり、前年同期比5.8ポイントの増加。

規模別に見ると、中小企業では、42.1%、大企業では、17.4%（別紙表４）。

２　「70歳までの雇用確保措置を実施した企業」の割合

「70歳まで働ける企業」（定年の定めの廃止、70歳以上定年、希望者全員70歳以上、基準該当者70歳以上継続雇用制度の企業）の割合は8.3%であり、前年同期比2.5ポイントの増加。

規模別に見ると中小企業では 、8.6%、大企業では5.6%（別紙表５）。

３　改正高齢法施行前と比較した高年齢労働者の動向

(1) 常用労働者数の推移

改正高齢法施行前(平成17年)に比較して、年齢計の常用労働者数は、211,815人から248,841人と17.5%の増加であるのに対し、

60～64歳の常用労働者数は、6,016人から8,491人と41.1%の増加

65歳以上の常用労働者数は、1,977人から3,033人と53.4%の増加

といずれも年齢計の増加率と比較して大幅な伸び（別紙表６）。

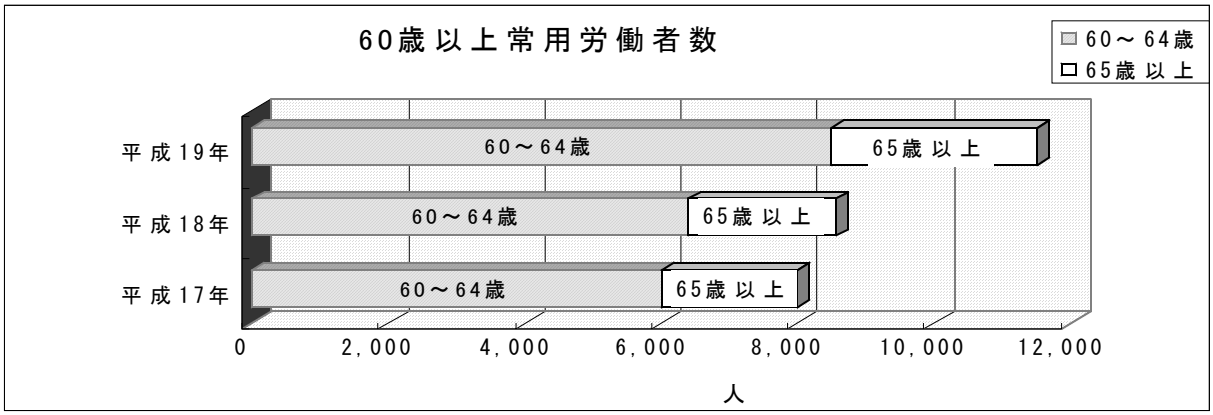

(2) 定年到達予定者に占める継続雇用予定者の状況

改正高齢法施行前（平成17年）と比較して、継続雇用予定者の定年到達予定者に占める割合は、54.6%から77.9%へ23.3ポイント増加。雇用確保措置の企業への浸透が見られるところ（別紙表７）。

４　今後の取組

(1) 雇用確保措置の未実施企業等に対する指導の実施

雇用確保措置の未実施企業等に対して、福島労働局（以下「労働局」という。）、ハローワークにおいて、事業主団体の協力も得ながら、社団法人福島県雇用開発協会と緊密に連携しつつ、企業に対する助言・指導に努めてきたところ。

本年の６月１日報告によると、未実施企業１１４社が存在することから、引き続き、労働局、ハローワークの幹部等による個別指導を実施することにより、未実施企業の解消を図るとともに、今後は、50人以下規模企業について、集団指導や個別指導を実施して雇用確保措置の実施を図る。

(2) 雇用確保措置の充実

継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができる特例措置期間が、大企業においては、平成20年度、中小企業においては、平成22年度で終了すること、平成25年までにすべての企業において65歳義務化達成が求められていることから、上記の雇用確保措置の円滑な実施に加えて、希望者全員の65歳までの継続雇用、定年の引上げ、定年の定めの廃止といった雇用確保措置の充実について企業に積極的に働きかけ、雇用確保措置の充実を図る。

(3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代が本年から60歳の定年年齢に到達したことなどを踏まえ、高年齢者が意欲と能力のある限りいくつになっても働ける社会の実現に向け、先般「70歳まで働ける企業」推進プロジェクト会議において、「70歳まで働ける企業」の実現に向けた提言が取りまとめられた。これを踏まえ、当該提言を活用した普及・啓発に取り組むとともに、70歳以上の定年引上げ等に対する「定年引上げ等奨励金」を積極的に活用するよう企業に働きかける。

表１　雇用確保措置の導入状況

	①導入済み			②未導入			合　計(①＋②)	
	平成19年	平成18年	対前年比	平成19年	平成18年	対前年比	平成19年	平成18年
企業数	1,294	975	319	114	262	▲ 148	1,408	1,237
比率（%）	91.9%	78.8%	13.1	8.1%	21.2%	▲13.1	100.0%	100.0%

表２　規模別・産業別実施状況

		①導入済企業割合			②未導入企業割合		
		平成19年	平成18年	対前年増減ポイント	平成19年	平成18年	対前年増減ポイント
規模別	51～100人	89.1%	73.8%	15.3	10.9%	26.2%	▲ 15.3
	101～300人	93.8%	79.7%	14.1	6.2%	20.3%	▲ 14.1
	301～500人	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	501～1000人	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	1,001人以上	100.0%	100.0%	0.0	0.0%	0.0%	0.0
	合　　計	91.9%	78.8%	13.1	8.1%	21.2%	▲ 13.1
産業別	建設業	91.0%	79.1%	11.9	9.0%	20.9%	▲ 11.9
	製造業	93.3%	78.3%	15.0	6.7%	21.7%	▲ 15.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	83.3%	16.7	0.0%	16.7%	▲ 16.7
	情報通信業	100.0%	73.9%	26.1	0.0%	26.1%	▲ 26.1
	運輸業	90.6%	84.1%	6.5	9.4%	15.9%	▲ 6.5
	卸売・小売業	87.4%	74.1%	13.3	12.6%	25.9%	▲ 13.3
	金融・保険業	86.4%	78.3%	8.1	13.6%	21.7%	▲ 8.1
	飲食店、宿泊業	82.9%	72.2%	10.7	17.1%	27.8%	▲ 10.7
	医療、福祉	95.2%	79.4%	15.8	4.8%	20.6%	▲ 15.8
	教育、学習支援	88.5%	66.7%	21.8	11.5%	33.3%	▲ 21.8
	複合サービス事業	95.5%	100.0%	▲ 4.5	4.5%	0.0%	4.5
	その他のサービス業	91.5%	82.6%	8.9	8.5%	17.4%	▲ 8.9
	その他	91.7%	75.0%	16.7	8.3%	25.0%	▲ 16.7
	合　　計	91.9%	78.8%	13.1	8.1%	21.2%	▲ 13.1

表３　雇用確保措置導入企業に関する状況

表３－１　雇用確保措置の上限年齢

	①６５歳以上（含む定年制なし）			②６３～６４歳（※平成18年は62～64歳）			合　計（①＋②）	
	平成19年	平成18年	対前年比	平成19年	平成18年	対前年比	平成19年	平成18年
企業数	981	684	297	313	291	22	1,294	975
比　率	75.8%	70.2%	5.7	24.2%	29.8%	▲ 5.7	100.0%	100.0%

表３－２　雇用確保措置の内訳

	平成１９年		平成１８年	
	企業数	比率	企業数	比率
①定年の定め廃止	21	1.6%	10	1.0%
②定年の引上げ	162	12.5%	127	13.0%
③継続雇用制度の導入	1,111	85.9%	838	86.0%
合　計（①＋②＋③）	1,294	100.0%	975	100.0%

表３－３　継続雇用制度の内訳

	平成１９年		平成１８年	
	企業数	比率	企業数	比率
①希望者全員	465	41.9%	357	42.6%
②基準策定	646	58.1%	481	57.4%
うち労使協定	(397)	(35.7%)	(323)	(38.5%)
うち就業規則	(249)	(22.4%)	(158)	(18.9%)
合　計（①＋②）	1,111	100%	838	100%

表４　65歳以上まで希望者全員が働ける企業の割合

	定年の定め廃止	65歳以上定年	希望者全員65歳以上継続雇用	合計	報告したすべての企業
企業計	21	131	405	557	1,408
	(1.5%)	(9.3%)	(28.8%)	(39.6%)	(100.0%)
中小企業（51～300人）	21	124	387	532	1,264
	(1.7%)	(9.8%)	(30.6%)	(42.1%)	(100.0%)
大企業（301人～）	0	7	18	25	144
	(0.0%)	(4.9%)	(12.5%)	(17.4%)	(100.0%)

表５　70歳までの雇用確保措置を導入した企業の割合

	定年の定め廃止	70歳以上定年	継続雇用		合計	報告したすべての企業
			希望者全員70歳以上	基準該当者70歳以上		
企業計	21	0	21	75	117	1,408
	(1.5%)	(0.0%)	(1.5%)	(5.3%)	(8.3%)	(100.0%)
中小企業（51～300人）	21	0	20	68	109	1,264
	(1.7%)	(0.0%)	(1.6%)	(5.4%)	(8.6%)	(100.0%)
大企業（301人～）	0	0	1	7	8	144
	(0.0%)	(0.0%)	(0.7%)	(4.9%)	(5.6%)	(100.0%)

表６　年齢別常用労働者

	年齢計	60歳～64歳	65歳以上
平成17年	211,815　（100.0%）	6,016　（100.0%）	1,977　（100.0%）
平成18年	225,467　（106.4%）	6,394　（106.3%）	2,185　（110.5%）
平成19年	248,841　（117.5%）	8,491　（141.1%）	3,033　（153.4%）

（注）（）内は平成17年を100とした場合の比率

表７　定年到達予定者等の状況

	定年到達予定者	継続雇用予定者	定年による離職予定者
平成17年	1,746　（100.0%）	954　（54.6%）	792　（45.4%）
平成18年	2,597　（100.0%）	1,994　（76.8%）	567　（21.8%）
平成19年	3,699　（100.0%）	2,880　（77.9%）	760　（20.5%）
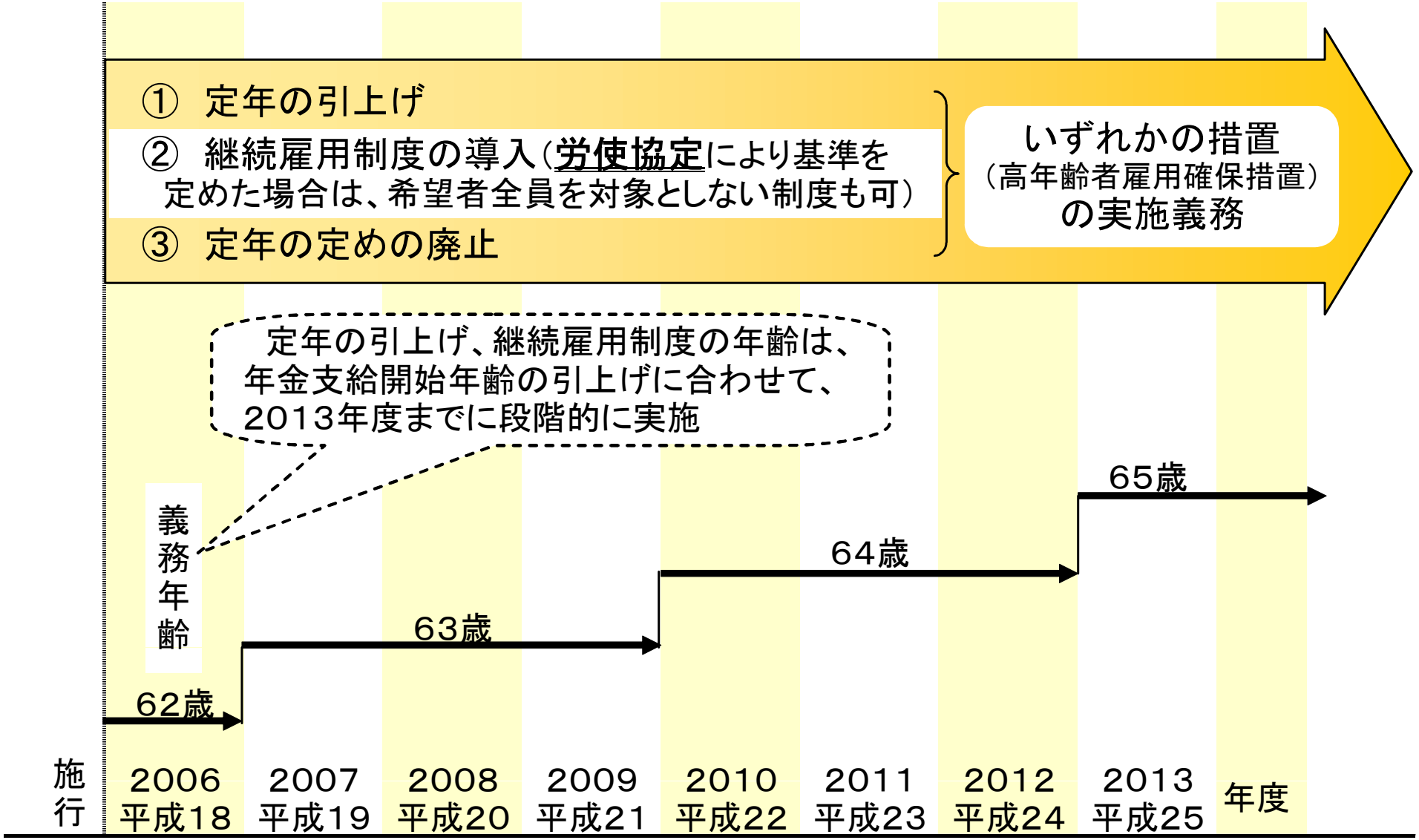
改正高年齢者雇用安定法による高年齢者雇用確保措置の義務付け